

# 総務省過疎対策室の事業について (過疎地域持続的発展支援交付金ほか)

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

# 過疎対策について

## 1 過疎対策の経緯

---

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施。
- 現行法は、令和3年3月成立、同年4月1日施行。（令和12年度までの時限立法）
- 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定。（全て全会一致により成立）

## 2 過疎地域の要件

---

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。
- 
- 現在の過疎関係市町村は885団体  
（全市町村の51.5%）

## 3 主な支援策

---

### （1）過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債**（令和7年度計画額5,900億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ**（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ **税制特例**（所得税・法人税にかかる減価償却の特例）  
※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

### （2）その他の施策

**過疎地域持続的発展支援交付金**（令和8年度予算概算要求額 8.0億円）

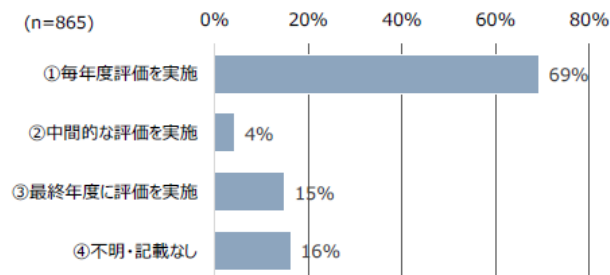
# 過疎市町村計画の策定状況等に関する調査研究事業（R4.3） 抜粋

## ■ 目標の達成状況に関する評価手続※

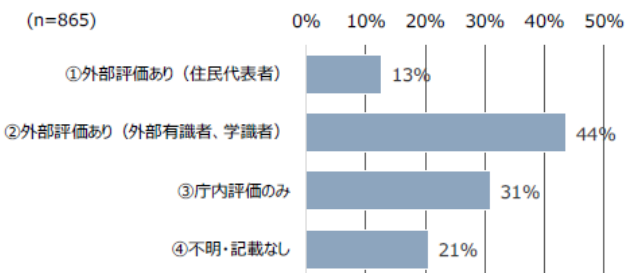
- ・ 評価を行う時期については、「毎年度評価を実施」の割合が最も高く、約 7 割となっており、「最終年度に評価を実施」が約 2 割で次いでいる。
- ・ 外部評価の有無については、「外部評価あり（外部有識者、学識者）」が約 4 割、「庁内評価のみ」が約 3 割である。
- ・ 住民代表者による評価を行う例としては、市民会議等への報告、評価組織への住民代表者の参加等がみられた。

※自由記述回答で趣旨の類似・共通する回答をまとめたうえで集計

## 【評価を行う時期】



## 【外部評価の有無】

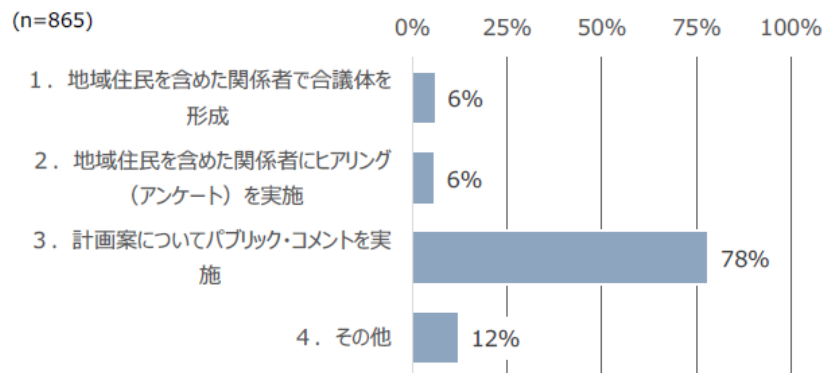


## ■ 産業振興促進事項

- ・ 殆どの団体では、製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業の 4 業種すべてについて市町村計画上で位置付けている。

## ■ 計画策定時における住民意見の反映方法

- ・ 計画への地域住民等の意見の反映方法については「計画案についてパブリック・コメントを実施」が78%と最も高い。
- ・ 「その他」としては説明会・ワークショップの開催、住民アンケート調査の実施、住民代表からなる懇談会などでの議論などがみられた。



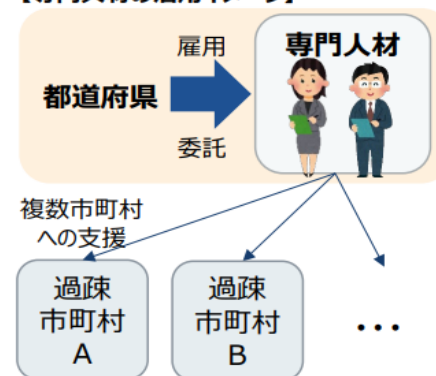
# 都道府県過疎地域等政策支援員について

## 【制度概要】

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

|      |                                                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象団体 | 都道府県                                                                                                                      |
| 対象経費 | 都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）                                                                                      |
| 要件   | ①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象<br>②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること<br>③都道府県の過疎計画に記載があること 等 |
| 財政措置 | ・対象経費の上限額 年間590万円／人 ・措置率0.5<br>・財政力補正あり                                                                                   |

## 【専門人材の活用イメージ】



## 業務の例

- 産業振興（農林水産業）  
…販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）  
…サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- 産業振興（観光）  
…観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化  
…情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保  
…地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備  
…水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉  
…地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保  
…医療政策支援 等
- 教育の振興  
…ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備  
…集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興  
…文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進  
…再生可能エネルギーの導入支援 等

## ○活用状況（令和6年度）

- 設置団体数・人数：9県、27人
- 実施事業数：12事業（特定地域づくり協同組合設立等支援 4件、地域運営組織等支援 2件、地域拠点施設整備・地域づくり担い手育成・革新的技術活用・地域交通政策・地域活性化施策活用支援・関係人口創出支援 各1件）
- 雇用形態：会計年度任用職員 1県、委託 8県

## ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業（専門家派遣）

### ネットワーク・コミュニティ推進上の課題

- 組織設立の進め方や既存組織における効果的な組織運営等のノウハウを地域コミュニティ組織は持っていない
- 地域コミュニティ組織を支援する団体は存在するものの県全域をカバーできる体制ではない

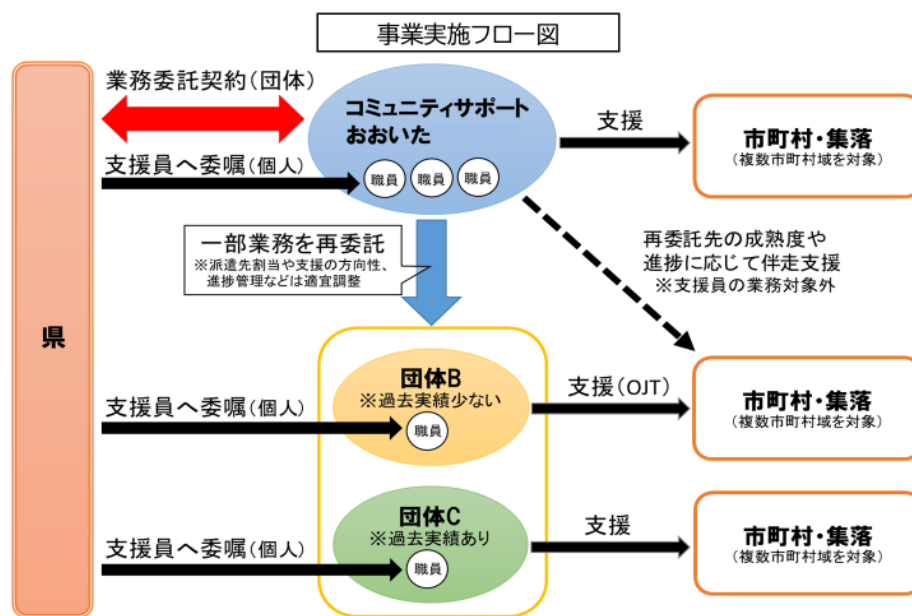
県の委託事業により、推進体制を強化

### 大分県の過疎地域等政策支援員について

- R3年度に国から過疎地域等政策支援員の要綱策定の通知があり、R4年度から「大分県ネットワーク・コミュニティ推進員（大分県過疎地域等政策支援員）」を設置
- R6年度は3団体・5名を委嘱

### 事業の概要

- 市町村・集落への専門家支援 【R6：概ね90回】
  - ・市町村の要望に応じ、職員研修、庁内連携・指針策定等を支援
  - ・市町村職員と一緒に集落に出向き、地域の会合におけるファシリテーションなど、伴走支援を実施
- 中間支援組織の育成 【R6：概ね40回】
  - ・新たな中間支援組織のスキルアップのため、委託先（（一社）コミュニティサポートおおいた）がOJT支援【R6支援先】  
（株）地域科学研究所、（特非）おおいたNPOデザインセンター



# 過疎地域における事業用設備に係る割増償却

## 1. 内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ 課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援

| 事業者の規模<br>（資本金） |                        | 個人又は<br>5,000万円以下                      | 5,000万円超<br>1億円以下     | 1億円超      |
|-----------------|------------------------|----------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 対象となる設備投資       |                        | 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等<br>（取得、製作、建設、改修） | 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設 |           |
| 対象業種・<br>取得価額   | 製造業・旅館業                | 500万円以上                                | 1,000万円以上             | 2,000万円以上 |
|                 | 農林水産物等販売業・<br>情報サービス業等 | 500万円以上                                |                       |           |
| 対象設備・償却率        |                        | 機械等：普通償却限度額の32%<br>建物等：普通償却限度額の48%     |                       |           |
| 減価償却の方法         |                        | 割増償却（最大5年間適用）                          |                       |           |

## 2. 適用期限

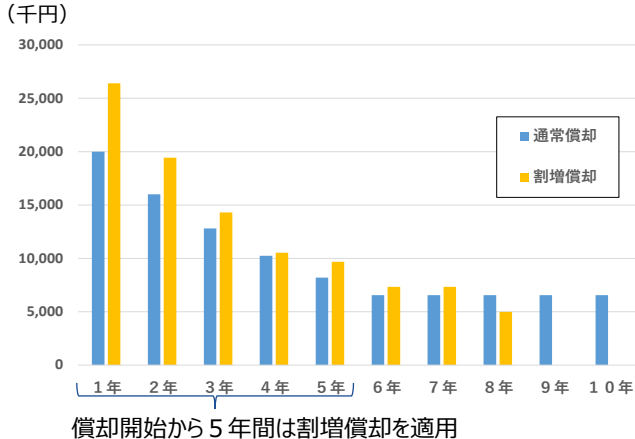
令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

## 3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

【割増償却のイメージ】

取得価額1億円の機械を購入し、減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。



# 過疎地域における地方税の減収補てん措置

## 1. 内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

### ● 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

| 事業者の規模<br>(資本金)   |                    | 個人又は<br>5,000万円以下                      | 5,000万円超<br>1億円以下         | 1億円超      |
|-------------------|--------------------|----------------------------------------|---------------------------|-----------|
| 対象となる設備投資         |                    | 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等<br>(取得、製作、建設、改修) | 機械・装置、建物・附属設備、<br>構築物の新增設 |           |
| 対象業種<br>・<br>取得価額 | 製造業・旅館業            | 500万円以上                                | 1,000万円以上                 | 2,000万円以上 |
|                   | 農林水産物等販売業・情報サービス業等 | 500万円以上                                |                           |           |

#### ➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 事業税    | 所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの           |
| 不動産取得税 | 当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地           |
| 固定資産税  | 当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地 |



**都道府県又は市町村の減収分の75%を  
普通交付税で補てん**

(最初に課税免除等を行った年度から3年間※1)

※1：不動産取得税は当該年度分。

### ● 畜産業・水産業※2 ※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

#### ➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

|     |         |
|-----|---------|
| 事業税 | 各年の所得金額 |
|-----|---------|



**都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん**

(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

## 2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

## 3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載



過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

## 集落支援員の活動イメージ

### 必須業務

#### ■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

#### ■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



### □ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

## 特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
  - ② 集落点検の実施
  - ③ 集落における話し合いの実施
  - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。  
兼任 40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

## 配置状況(R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人  
(自治会長などの兼務)

### 専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

# 都道府県別の専任集落支援員設置団体数（令和6年）

- 過疎市町村設置率（都道府県内の、一部過疎を含む全過疎関係市町村のうち集落支援員を設置している市町村の割合）で並び替え

|    | 都道府県名 | 市町村数 |                | 過疎市町村率 | 設置団体数 |                | 過疎市町村<br>設置率<br>(b/a) |
|----|-------|------|----------------|--------|-------|----------------|-----------------------|
|    |       |      | うち過疎市町村<br>(a) |        |       | うち過疎市町村<br>(b) |                       |
| 1  | 鳥取県   | 19   | 15             | 78.9%  | 16    | 14             | 93.3%                 |
| 2  | 高知県   | 34   | 29             | 85.3%  | 30    | 25             | 86.2%                 |
| 3  | 新潟県   | 30   | 19             | 63.3%  | 18    | 15             | 78.9%                 |
| 4  | 島根県   | 19   | 19             | 100.0% | 15    | 15             | 78.9%                 |
| 5  | 三重県   | 29   | 10             | 34.5%  | 12    | 7              | 70.0%                 |
| 6  | 兵庫県   | 41   | 16             | 39.0%  | 14    | 11             | 68.8%                 |
| 7  | 奈良県   | 39   | 19             | 48.7%  | 13    | 13             | 68.4%                 |
| 8  | 大分県   | 18   | 15             | 83.3%  | 11    | 10             | 66.7%                 |
| 9  | 山口県   | 19   | 10             | 52.6%  | 10    | 6              | 60.0%                 |
| 10 | 長野県   | 77   | 40             | 51.9%  | 43    | 23             | 57.5%                 |
| 11 | 広島県   | 23   | 14             | 60.9%  | 9     | 8              | 57.1%                 |
| 12 | 山形県   | 35   | 22             | 62.9%  | 15    | 12             | 54.5%                 |
| 13 | 岐阜県   | 42   | 17             | 40.5%  | 10    | 9              | 52.9%                 |
| 14 | 岡山県   | 27   | 19             | 70.4%  | 13    | 10             | 52.6%                 |
| 15 | 宮崎県   | 26   | 16             | 61.5%  | 9     | 8              | 50.0%                 |
| 16 | 鹿児島県  | 43   | 42             | 97.7%  | 22    | 21             | 50.0%                 |
| 17 | 徳島県   | 24   | 13             | 54.2%  | 6     | 6              | 46.2%                 |
| 18 | 和歌山県  | 30   | 23             | 76.7%  | 11    | 10             | 43.5%                 |
| 19 | 埼玉県   | 63   | 7              | 11.1%  | 5     | 3              | 42.9%                 |
| 20 | 京都府   | 26   | 12             | 46.2%  | 6     | 5              | 41.7%                 |
| 21 | 千葉県   | 54   | 13             | 24.1%  | 6     | 5              | 38.5%                 |
| 22 | 宮城県   | 35   | 16             | 45.7%  | 8     | 6              | 37.5%                 |
| 23 | 佐賀県   | 20   | 11             | 55.0%  | 7     | 4              | 36.4%                 |
| 24 | 山梨県   | 27   | 14             | 51.9%  | 5     | 5              | 35.7%                 |

|    | 都道府県名 | 市町村数  |                | 過疎市町村率 | 設置団体数 |                | 過疎市町村<br>設置率<br>(b/a) |
|----|-------|-------|----------------|--------|-------|----------------|-----------------------|
|    |       |       | うち過疎市町村<br>(a) |        |       | うち過疎市町村<br>(b) |                       |
| 25 | 長崎県   | 21    | 15             | 71%    | 5     | 5              | 33.3%                 |
| 26 | 福島県   | 59    | 34             | 58%    | 14    | 11             | 32.4%                 |
| 27 | 熊本県   | 45    | 32             | 71%    | 10    | 10             | 31.3%                 |
| 28 | 秋田県   | 25    | 23             | 92%    | 7     | 7              | 30.4%                 |
| 29 | 香川県   | 17    | 10             | 59%    | 3     | 3              | 30.0%                 |
| 30 | 岩手県   | 33    | 25             | 76%    | 10    | 7              | 28.0%                 |
| 31 | 福岡県   | 60    | 23             | 38%    | 9     | 6              | 26.1%                 |
| 32 | 富山県   | 15    | 4              | 27%    | 2     | 1              | 25.0%                 |
| 33 | 福井県   | 17    | 8              | 47%    | 4     | 2              | 25.0%                 |
| 34 | 愛知県   | 54    | 4              | 7%     | 1     | 1              | 25.0%                 |
| 35 | 滋賀県   | 19    | 4              | 21%    | 3     | 1              | 25.0%                 |
| 36 | 大阪府   | 43    | 4              | 9%     | 1     | 1              | 25.0%                 |
| 37 | 沖縄県   | 41    | 17             | 41%    | 9     | 4              | 23.5%                 |
| 38 | 群馬県   | 35    | 13             | 37%    | 6     | 3              | 23.1%                 |
| 39 | 北海道   | 179   | 152            | 85%    | 36    | 33             | 21.7%                 |
| 40 | 愛媛県   | 20    | 14             | 70%    | 4     | 3              | 21.4%                 |
| 41 | 石川県   | 19    | 10             | 53%    | 2     | 2              | 20.0%                 |
| 42 | 青森県   | 40    | 30             | 75%    | 6     | 5              | 16.7%                 |
| 43 | 栃木県   | 25    | 6              | 24%    | 4     | 1              | 16.7%                 |
| 44 | 茨城県   | 44    | 11             | 25%    | 3     | 0              | 0.0%                  |
| 45 | 東京都   | 39    | 7              | 18%    | 1     | 0              | 0.0%                  |
| 46 | 神奈川県  | 33    | 1              | 3%     | 0     | 0              | 0.0%                  |
| 47 | 静岡県   | 35    | 7              | 20%    | 4     | 0              | 0.0%                  |
|    | 合計    | 1,718 | 885            | 51.5%  | 458   | 357            | 40.3%                 |

# 集落支援員活用事例

## ■ 新潟県糸魚川市 伊藤 こずえ

職：会社員 活動時期：H28.9～

### 【活用方法】

- ・各地区に市職員と集落支援員のペアを配置。集落支援員は地区内に存在する様々な団体同士を結びつける役割を果たす。

### 【活動内容】

- ・「集落カルテ」の作成や、聞き取った課題を担当職員と情報共有
- ・高齢者サロンの開催
- ・高齢者宅の屋根雪除雪の講習会を実施



## ■ 兵庫県朝来市 小島 公明

前職：市役所職員 活動時期：H30.5～

### 【活用方法】

- ・小学校区単位で市内に設置した地域自治協議会の事務局を担う。



### 【活動内容】

- ・運営委員会（行政区の区長らで構成）を開催し、各事業の取組状況や地域課題を情報共有
- ・地域自治協議会の活動指針ともなる地域まちづくり計画を改定
- ・ゲストハウスを開設する地域おこし協力隊員を支援

## ■ 山形県酒田市 阿部 彩人

前職：地域おこし協力隊員 活動時期：R3.4～

### 【活用方法】

- ・旧小学校区を単位としたコミュニティ振興会が集落支援員を選考し、市が委嘱。
- ・地域の課題に応じた人材を任用。

### 【活動内容】

- ・地域おこし協力隊員の時から、地域の話合いの場に参加。イベントを実施し、地域の活性化に寄与
- ・地区のシンボルの大沢「大」文字の点灯
- ・地元小学生のじゅんさい採り体験の実施



## ■ 高知県室戸市 川島 尚子

前職：室戸世界ジオパーク推進協議会 活動時期：H29.11～

### 【活用方法】

- ・地域コミュニティ組織である「集落活動センター」の運営に関わり、イベント等を開催。



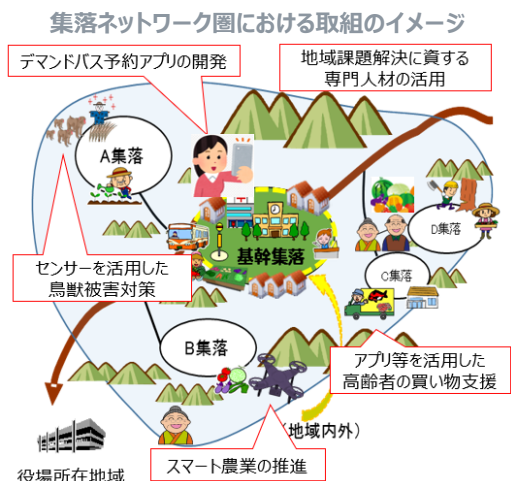
### 【活動内容】

- ・地域訪問を行い、住民の安否確認や避難場所の巡回等を実施
- ・地域カフェを開催し、住民への声かけを実施
- ・地域住民に向けた通信を発行。地域おこし協力隊員や自らの記事を掲載するなど、地域内の情報を共有
- ・地域の特産品や伝統文化を活用した体験プログラムを実施

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

## 1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。  
(過疎地域以外の条件不利地域も対象) (定額補助)

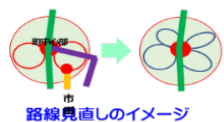


### 【事業例】佐賀県伊万里市 (H29～) 地域公共交通 (バス)

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



## 2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。(都道府県は人材育成事業のみが対象)

(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

### 【事業例】熊本県水俣市 (R3～) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結んだオンライン診療を実証的に実施。



## 3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。  
(1/2補助)

## 4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。(1/3補助)

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R8概算要求額：400百万円  
(R7当初予算額：400百万円)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
  - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
  - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
  - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- 下記事業については、限度額を上乗せ
    - ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
    - ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
    - ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

### 【参考】

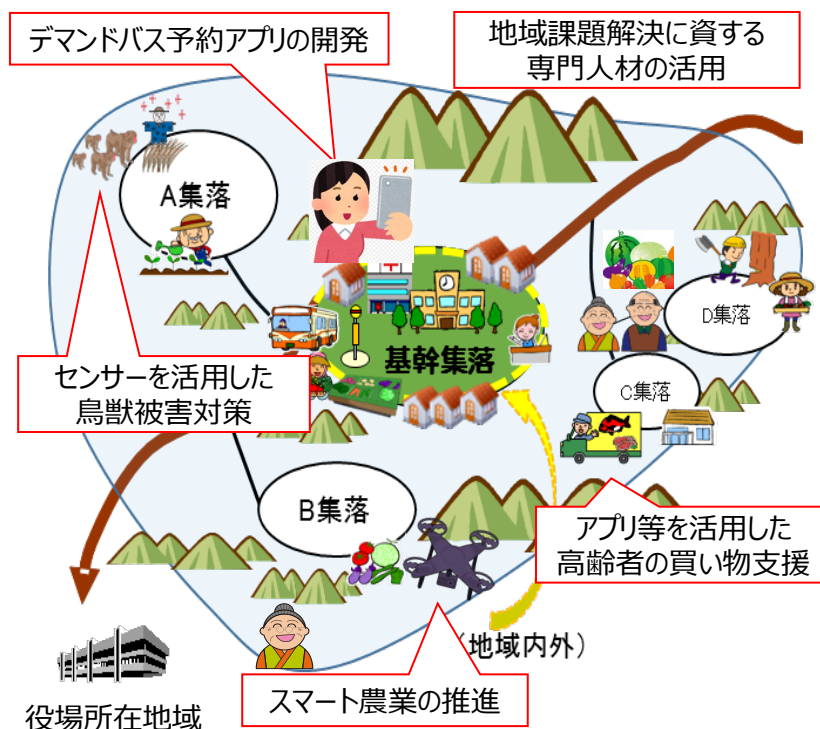
#### ① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者 等

#### ② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

## 集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

## 広島県神石高原町（令和元年度）

挑戦のまち神石高原町  
消滅危機をドローンで飛び越えろ！

### ● 事業背景

- 人口減少等による人材不足により、災害時の緊急対応や日頃の安否確認などが困難な状況にあり、また、集落機能低下なども危惧
- 自主運営組織が主体となり、ドローンの活用による課題解決をめざす

### ● 取組内容

- 災害前後の状況把握に資する情報収集アプリの開発
- 災害時を想定した配送実証や、目視外、電波途絶環境の実証
- ドローン技術を地域で運用できる人材を育成

### ● 成果

- 実証事業の範囲を順次拡大（重量物搬送）
- ドローン操縦技術者を育成（5名）
- ドローン技術を用いた起業、ドローンスクールの誘致を実現

### ● 事業実施者

油木協働支援センター

### ● 事業費

19,288千円



## 山形県川西町（令和3年度）

誰ひとり取り残さない  
支えあいの地域づくり事業

### ● 事業背景

- 高齢化等による移動支援対象者の増加や、支援する人材の不足などが課題
- デジタル化による住民同士の相互補完環境の整備をめざす

### ● 取組内容

- 買い物支援など既存のコンテンツをプラットフォーム化
- 人材研修会の実施
- 電動シニアカーを無料で貸し出し、地域住民の移動支援を試験運用
- 地域づくりにつながるワークショップを開催

### ● 成果

- プラットフォーム化によるアクセスの利便性向上
- 電動シニアカーの活用による高齢者の移動手段の確保
- 住民から事業提案が出るなど意識向上

### ● 事業実施者

きらりよしじまネットワーク

### ● 事業費

11,985千円



## 鹿児島県鹿屋市（令和3年度）

「学び」を核にした交流による  
アンチエイジングなまちづくり

### ● 事業背景

- 交流拠点がなく、耕作放棄地や空き家の増加など地域資源を生かし切れていないことが課題
- 地域住民が主体的に課題解決に取組み、そこに都市部の若年者層が関わることで持続していける地域をめざす

### ● 取組内容

- 旧小学校に地域交流の拠点を形成
- 体験型教育ツーリズム、地域サポーターバンクのシステム構築
- 耕作放棄地を再生し、収穫体験会や移動式レストランを実施
- DIYにより空き家をコミュニティスペース化

### ● 成果

- 町内会を越えた住民間交流が活発化
- 空き家1軒のリノベーションに成功

### ● 事業実施者

菅原地域づくり協議会

### ● 事業費

24,829千円



- 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、I C T等技術活用事業を支援。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体
  - ・過疎市町村
  - ・都道府県（人材育成事業のみ）
- (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4) 交付率
  - ・過疎市町村：定額
  - ・都道府県：1/2又は6/10（※）

※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

### (5) 対象事業

- 人材育成事業（過疎市町村、都道府県）

- ・地域リーダーの育成
- ・他地域との交流やネットワークの強化 等

※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

- I C T等技術活用事業（過疎市町村のみ）

- ・集落等のテレワーク環境整備
- ・オンラインでの健康相談
- ・アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・センサーを使った鳥獣対策 等

## 人材育成事業のイメージ



### 【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

## I C T等技術活用事業のイメージ



### 【実施例】

A Iを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

## ICTを活用した医療・介護・福祉サービス提供体制構築事業（熊本県水俣市）

### 事業背景

R5.9時点

- 総面積の75%が山林であり、少子高齢化が進行。水俣病の経験を踏まえ環境に配慮した取組を進めてきた。
- 医療・介護人材の慢性的な不足や居住地域等により発生している医療アクセスの差が課題。

【事業実施主体】 水俣市  
【R3交付金活用額】 9,845千円  
【R4交付金活用額】 12,527千円  
【R5交付決定額】 20,000千円

### 取組内容

#### 【令和3年度実施した主な事業】

- 水俣市立総合医療センターとへき地診療所及び市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施（主に移動困難者を対象）。
- 在宅療養者へのオンライン診療・看護支援を実証的に実施したほか、災害時等の医療インフラ継続について災害時の拠点となる場所での実証。

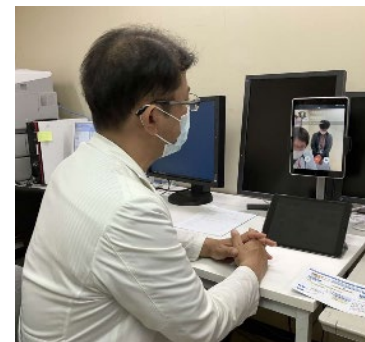
#### 【令和4年度に実施した主な事業】

- 山間地の公共施設に日常的に受診相談でき、処方薬の受け取り拠点ともなる「アクセスポイント」を設置。運用に関する検証を行った。
- 国保水俣市立総合医療センターにおいてオンライン診療を実施する診療科を拡大するとともに、民間医療機関にオンライン診療の導入支援を行い連携を促進した。

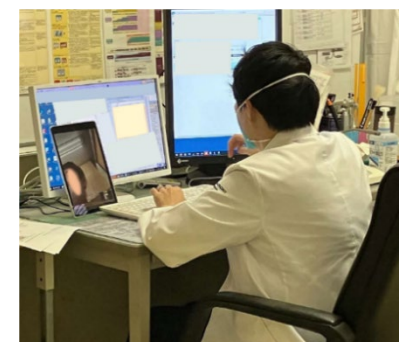
#### 【令和5年度に実施中の主な事業】

- 市の健康・福祉部局、社会福祉協議会等とも連携したアクセスポイントの追加、機能拡充（アクセスポイントまでの移動支援など）に関する検討。
- 高次医療機関とのICTを活用したリアルタイム連携のしくみづくり
- 救急隊とのオンライン連携の検討及び実証 等

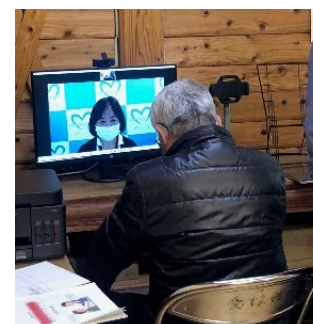
#### 【取組の写真等（R4）】



民間医療機関（協立病院）  
とのオンライン連携の様子



総合医療センター外来の  
オンライン診療の様子



オンライン受診相談の様子



コミュニティバスでの処方薬輸送・  
受取の様子

# 鳥獣被害対策 ICTイノベーション事業（長崎県五島市）

## 事業背景

- シカ・イノシシが増加し、地域住民が結成した5つの捕獲隊による捕獲が本業の傍らで実施されている。
- 限られた時間内での捕獲活動となるため、捕獲の効率化が課題。

R5.2時点

【事業実施主体】 五島市  
【R3交付金活用額】 16,233千円

## 取組内容

### 【令和3年度に実施した事業】

- 以前から携帯回線を活用した捕獲技術を導入していたが、低消費電力で長距離の通信が可能なLPWA通信を利用して携帯回線の届かない山間部でも情報収集できる仕組み（※）へと進化させた。  
※山奥でシカやイノシシがわなにかかると、捕獲者のスマホに通知が届く仕組み
- 有害鳥獣の目撃や捕獲情報をクラウドに集積しデータ活用することで、リアルタイムな有害鳥獣の出現予報を発出する鳥獣被害予防アプリを開発・利用促進。

### 【概念図】



### 【アプリ「けものおと」概要】

#### もくげき 農家・住民・観光客むけ

- 鳥獣被害の早期発見・対策に
- 車衝突の防止に
- 人的被害の防止に



#### ほかく 捕獲従事者・ジビエむけ

- 見廻り労力軽減に
- 早期処理に
- ジビエ活用に
- 捕獲場所の選定に



## 鳥獣被害対策 ICTイノベーション事業（長崎県五島市）

### 成果及び令和4年度に実施した取組

R5.2時点

#### 【成果（令和3年度）】

- 山間部の携帯回線が届かない地域での罾でも作動状況をスマートフォンで確認可能となり、捕獲の効率化、見回りの省力化を実現。
- 目撃情報等を基に警報を発出する有害鳥獣の出没予報アプリにより、衝突事故を未然に予防可能になった。延べ約2,900名の市民がアプリを活用。
- 解体加工する事業者は、それまで不定期に運び込まれていた屠体について、事前の罾作動情報により、当日の作業計画を立てやすくなり、新鮮なうちに食肉への処理加工が可能に。

#### 【令和4年度に実施した取組】

- 引き続き、被害予防アプリの市民への普及を推進。（→令和5年2月時点で、延べ約15,900名がアプリを活用）
- 捕獲した屠体を有効活用するため、解体加工事業者が事業を拡大し、ジビエ料理や鹿ツノ加工品の提供販売を開始、また、別の地元団体は鹿革を活用したクラフトキットの開発に取り組んでいる。

【令和4年4月24日  
日本農業新聞 1面】



## 過疎地域集落再編整備事業

R8概算要求額：91百万円  
(R7当初予算額：91百万円)

- 都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

### 施策の概要

#### (1) 事業の種類

##### ① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

##### ② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

##### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

##### ④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

#### (2) 実施主体

過疎市町村

#### (3) 交付率

1 / 2 以内

### 事業のイメージ

#### 定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額  
 $3,877 \text{ 千円} \times \text{戸数}$

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



#### 定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額  
 $4,000 \text{ 千円} \times \text{戸数}$

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



# 定住促進団地整備事業活用事例

- 過疎地域内における定住促進のため、団地内における道路や公園等、生活関連施設に要する土地造成費を補助。  
※ 市町村が著しく低い単価又は無償で貸し付ける場合、団地造成費も補助対象。

## 改修前

例 1 : 鹿児島県曽於市 (R3年度整備)



例 2 : 熊本県相良村 (R4年度整備)



## 改修後

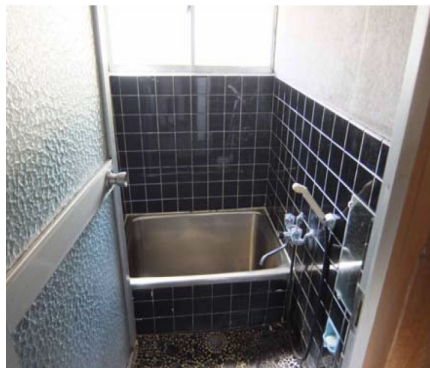


# 定住促進空き家活用事業活用事例

## 改修前

### 例 1：群馬県南牧村（H31年度整備）

- 村所有の家屋や借り上げた家屋を整備し、移住者に賃貸している。



## 改修後



### 例 2：和歌山県日高川町（H29年度整備）

- 町が家屋の所有者から借り上げて整備し、移住者に賃貸している。



## 過疎地域遊休施設再整備事業

R8概算要求額：60百万円  
(R7当初予算額：60百万円)

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

### 施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1) 事業主体

過疎市町村

(2) 交付対象経費の限度額

60,000千円

(3) 交付率

1 / 3 以内

### 事業のイメージ



# 人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

## 人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

### <現状と課題>

- 人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきた
- 一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている
- 今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

### <事業概要>

- 地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究
  - ・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査
  - ・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

- 地域と民間事業者が連携した取組の見える化
- 地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

### <地域と民間事業者が連携した取組事例>



#### 移動販売・宅配事業の取組

地元住民を社員とする一般社団法人が、

- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
- 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）



#### 店舗設置の取組

国交付金を活用して村が整備し、地元三セクが指定管理を行う道の駅に、

- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
- 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行

# 令和7年度 全国過疎問題シンポジウム 2025 in とっとり

## 1 趣旨

- 過疎地域のさまざまな取組について、更なる議論を深めるとともに、全国の優れた取組にふれ、参加者相互の交流を図るなど、人と人とのつながりを通じて将来に向けた取組を考える契機とする。

## 2 主催

- 総務省
- 全国過疎問題シンポジウム実行委員会  
(鳥取県、一般社団法人全国過疎地域連盟、鳥取県地域振興対策協議会)

### ○令和7年度の開催内容

#### 10月30日(木)・・・全体会

13:20～ 令和7年度過疎地域持続的発展優良事例表彰式

14:05～ 基調講演

神戸大学大学院農学研究科教授 中塚雅也氏

15:10～ パネルディスカッション

コーディネーター：鳥取大学地域学部教授 筒井一伸氏

パネリスト：ゲストハウス「明日の家」オーナー 村尾朋子氏（鳥取県智頭町）

：大山公民館大山分館公民館主事 西山恵氏（鳥取県大山町）

：日向コミュニティ振興会事務局長 工藤志保氏（山形県酒田市）

：丹波山村役場総務課副主査 矢嶋澄香氏（山梨県丹波山村）

#### 10月31日(金)・・・分科会

・第一分科会（智頭町）事例発表会・現地視察（旧山形小学校、智頭宿）

・第二分科会（大山町）事例発表会・現地視察（ナショナルパークセンター、大山参道）

・第三分科会（三朝町・湯梨浜町）

現地視察（三徳山遥拝所、三朝温泉街、松崎地区、多世代交流センターゆりりん館、さくら工芸品工房）

全国  
**過疎問題**  
シンポジウム  
2025 in とっとり

世代を超えて安心して  
住み続けられるふるさと  
～自然・人・活力とともに～

開催  
日程  
令和7年  
**10/30(木) 31(金)**  
【開催地】鳥取市、智頭町、  
三朝町・湯梨浜町、  
大山町

30日  
全体会  
会場／とりぎん文化会館梨花ホール  
◆令和7年度過疎地域持続的発展優良事例表彰式  
◆基調講演 中塚雅也氏（神戸大学大学院農学研究科教授）  
「次世代につなぐ人づくりとエコシステム」  
◆パネルディスカッション  
「世代を超えて安心して住み続けられるふるさと  
～自然・人・活力とともに～」  
交流会 会場／ホテルニューオータニ鳥取

31日  
分科会  
第1分科会 智頭町 過疎地域持続的発展優良事例発表会  
現地視察  
第2分科会 大山町 過疎地域持続的発展優良事例発表会  
現地視察  
第3分科会 三朝町・湯梨浜町 現地視察